

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 7 2 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和50年墨田区規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第3号様式（表）、第5号様式（表）及び第7号様式（表）中「栄」を「栄・管栄」に改める。

第8号様式中 「(7) 食品衛生責任者養成講習会修了者
(8) その他 ()」 を

「(7) 食品衛生責任者養成講習会修了者 (8) 管理栄養士
(9) その他 ()」 に改める。

第9号様式中 「(7) 食品衛生責任者養成講習会修了者
(8) その他 ()」 を

「(7) 食品衛生責任者養成講習会修了者 (8) 管理栄養士
(9) その他 ()」 に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の食品衛生法施行細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式（表）、第5号様式（表）、第7号様式（表）、第8号様式及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。